



## 繰上げ支給の老齢厚生年金

繰上げ請求を行うと、受給開始年齢前であっても老齢厚生年金を受給することができます。

(この年金を「繰上げ支給の老齢厚生年金」といいます。)ただし、繰上げ請求を行うことにより、受け取る年金は生涯減額されたままになります。なお、請求を行うためには、次の①及び②に該当する必要があります。

《S37.4.2 以降生まれの方》

- ① 60歳に到達した日から受給開始年齢に到達する日の前日までの間に繰上げ請求を行うこと。
- ② 受給資格期間が10年以上あり、かつ国民年金の任意加入被保険者でないこと。

繰上げ期間	減額率
5年(60月)	24%
4年(48月)	19.2%
3年(36月)	14.4%
2年(24月)	9.6%
1年(12月)	4.8%

### 注意事項および制約事項

繰上げ請求を行った場合、以下の制約がありますので、必ずお読みください。

- ① 繰上げ請求は、全ての厚生年金加入期間(第1号～第4号)の年金を、同時に繰上げて請求します。
- ② 老齢基礎年金も同時に繰り上げる必要があります。
- ③ 繰上げ請求を行うと、**年金額が繰上げた月数1か月あたり0.4%※ 減額**され、この減額率が生涯続きます。このため、受け取る期間の長短により、結果的に繰上げ請求しなかった場合よりも受け取る総額が減少することもあります。 ※ S37.4.1 以前生まれの方は0.5%
- ④ 繰上げ請求を行った後に、取消しをすることはできません。
- ⑤ 繰上げ請求を行った後は、障害基礎(厚生)年金に関する以下の請求等ができなくなります。
  - ・事後重症などによる障害基礎(厚生)年金の請求
  - ・繰上げ請求を行った後に初診日がある障害基礎年金の請求
  - ・3級の障害厚生年金を受給されている方の障害の程度が増進した場合の改定請求
- ⑥ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の寡婦年金を請求することはできません。また、すでに寡婦年金を受給されている方については、寡婦年金の権利はなくなります。
- ⑦ 繰上げ請求を行った後に、国民年金の任意加入被保険者になることはできません。
- ⑧ 繰上げ請求を行った後に、以下に該当する場合は繰上げ支給の老齢厚生年金の一部(又は全部)が支給停止となる場合があります。
  - ・障害基礎(厚生)年金・遺族基礎(厚生)年金の受給権がある場合
  - ・再就職し、厚生年金保険又は私立学校教職員共済制度に加入した場合
- ⑨ 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給者(65歳未満の方)が、雇用保険法による失業等給付(基本手当等)を受ける場合は、繰上げ支給の老齢厚生年金の経過的職域加算を除いた全額が支給停止となります。

### ◆ 繰上げ支給の請求・支給について

**60歳に達した日後に退職した方が繰上げ支給を請求する場合は、希望する時期に請求書類を入手してください。**

請求書入手先 : 退職後、概ね6か月以内 ⇒ 当共済大阪支部 ; 退職後、概ね6か月以降 ⇒ 当共済本部

- ・「繰上げ請求書」を、厚生年金実施機関(公立学校共済組合、年金事務所など)が受付した日の翌月分から支給されます。
- ・加給年金額は、繰上げ請求に関わらず請求者が65歳に達した翌月から加算されます。

### ◆ 老齢厚生年金の収入月額による支給調整

老齢年金受給権発生後に、再任用フルタイム勤務等、厚生年金に加入する働き方をした場合、賃金等により、厚生年金の全額または一部が支給停止になることがあります。

★令和6年度末に60歳到達の一般組合員の方に「令和6年度 退職準備のための 共済制度・手続きガイドブック」を配布しています。(繰上げ支給に関する内容はP.38～39 / 厚生年金の支給調整に関する内容はP.44～45 参照)

★「教職員のための共済のおしり」令和6年4月改訂版 (Ⅶ長期給付事業について 参照)

いずれも当支部ホームページにて閲覧可能です。 < 当支部HP : 『公立学校共済組合大阪支部』[検索](#) → 刊行物 >